

## 「国庫補助負担金の見直しに関する緊急提言」

～住民の立場に立った地方主権を目指す分権改革を行うために～

「新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）」

知事・市長連合会議

岩手県知事	増田	寛也
宮城県知事	浅野	史郎
千葉県知事	堂本	暁子
静岡県知事	石川	嘉延
和歌山県知事	木村	良樹
福岡県知事	麻生	渡

我が国が国家として存立しうるかの瀬戸際にあるとの危機感を背景にして、現在の閉塞状態から立ち上がり、活力にあふれ、豊かさを実感できる社会を実現するためには、住民に最も近い行政の最前線（現場）である地方が、国庫補助負担金の見直しを手始めにして、国のあり方を根本から変革し、新しい「分権国家」にリセットし、再生させていくことが不可欠である。

それは、国と地方の役割分担を明確化させ、地方に権限と税源を移譲する徹底した地方分権改革を進めることにより、地方が自らの地域のあり方を自ら決定する仕組みへと変革していくことである。すなわち、地方が自己責任の下で自己決定できる地域主権型の社会を構築していくことである。

国においては、6月27日に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（「骨太の方針」第3弾）を閣議決定し、三位一体改革に関して平成18年度までに概ね4兆円程度の国庫補助負担金の廃止・縮減を行うとの目標を設定するとともに、これに伴う税源移譲については、基幹税の充実を基本に行うことが示された。

これにより、本格的な税財政改革の一步を踏み出したが、我々地方から見ると不十分な内容であり、目指すゴールはまだかなり遠くにある状況と言わざるを得ない。

現状では、国主導の分権改革であり、一部の省庁の「省益」を図る色彩が色濃く、国の財政再建のための改革にすりかわってしまうのではないかと強く危惧するものである。

分権国家形成こそ日本再生の鍵であり、それには、当事者である地方の声を聞かずして、地方分権の実現はあり得ない。時代に適合しなくなった補助制度や規制、不要な施設などの義務付け、財政的関与など、国の関与はさまざまにある。これらの関与について厳しく見直していく必要がある。

今回は、現在の地方制度を前提として、「三位一体改革」の実現に向けて、地方の側から具体的提言を行うため、国の関与のひとつである国庫補助負担金の見直しについて、事業のあり方を見直し、提言として緊急に取りまとめることとした。

霞ヶ関には、「地方に任せても大丈夫か」という地方に対する不信が色濃く残るばかりか、産業政策分野では、これまでの地方を通じた支援体制を改め、国が直轄で支援するという地方分権に逆行する動きすら現れている。しかし、受益と負担の関係がより明確で、住民の監視の目が届きやすい地方において、地域の実情に応じた真に必要な施策を、地方が互いに切磋琢磨・創意工夫しながら展開していくことこそ、これからの我が国の発展の原動力になると確信するものである。

我々は、この緊急提言を国民に公表するとともに、国に対しては、今後の議論、とりわけ、平成16年度当初予算編成において、この提言をベースに予算編成を行うように強く求めるものである。

地方はこれまでも、歳出削減について、自ら血を流す改革に取り組んできたが、これからも引き続き取り組むつもりである。国も、地方の取り組みを範として、国庫補助負担金の削減による人員や、権限のスリム化に真摯に取り組んでいただきたい。

また、地方分権を推進し、地域の自立ある発展を図るためにも、この国庫補助負担金の見直しの結果について、各政党が政権公約（マニフェスト）に取り入れられることを強く求めるものである。

## 1 国庫補助負担金の見直し

地方主権による地方主導の分権改革を目指すための国庫補助負担金の見直しの基本的な方針は、次のとおりである。

なお、今回の見直しは、三位一体改革実現に向けた手始めであり、現行の都道府県制度を前提としたもので、また、時間的制約等の中で、①今後の国や地方そのもののあり方 ②三位一体として不可分である地方交付税制度の今後のあるべき姿 ③都道府県と市町村のあり方及びそれに伴う財源のあり方など根幹的課題にまで踏み込んだ検討ではない。

このような点で、最終的なあるべき姿を示したものではないが、現時点における最善の姿を示せたものと考えている。

今後、更に検討を重ね、必要により今回の提言の見直し等を行うなど、より充実した内容にしていく。

## (1) 見直しの対象

- 1) 国において「国庫補助負担金等整理合理化方針」に基づき、平成18年度までに概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等を行うことを決定したが、今回の見直作業では廃止・縮減目標額である4兆円にこだわらないものとする。
- 2) 見直しの対象は、すべての国庫補助負担金を基本とする。ただし、国庫委託金は除く。
- 3) 原則、平成15年度の県の一般会計及び特別会計に計上された国庫補助負担金を見直しの対象とする。ただし、国から直接市町村に支出されるもの及び今回の参加県の予算に計上していない補助金は対象とはなっていない。

## (2) 見直しの考え方

補助事業については、廃止し、財源を地方に移譲することを原則として見直しをすることとし、次のとおり区分する。

- 1) 廃止して地方が実施すべきもの
- 2) 廃止して国が実施すべきもの
- 3) 補助として継続すべきもの
  - ① 特定地域に交付されるべきもので、税源移譲に馴染まないもの
  - ② 特定地域における臨時巨額の財政負担に対するもの
  - ③ 特定地域に一定期間の巨額の財政負担が生じるもの
  - ④ 国策に伴う国家補償的性格を有するもの
  - ⑤ 地方税代替財源的なもの

また、税源移譲の試算に当たっては、便宜、骨太の方針で示された考えに従って「義務的」な事業は所要額の全額、「その他」事業については現行補助負担金の8割を税源移譲するものとして試算を行った。

なお、税源移譲の額の算定方法については、事務事業の内容を勘案することなく、一律に決定することは問題であり、このことに対する骨太の方針の考えについて同意したものではない。

## (3) 見直しの結果（詳細は、別紙のとおり）

- 1) 対象とした国庫補助負担金  
検討対象とした国庫補助負担金は、今回の検討作業に参加した6県の平成15年度当初予算に計上されている国庫補助負担金とし、全体では、464件、11兆4269億円（国予算ベース）となっている。
- 2) 見直し結果の概要  
国庫補助負担金については、原則として廃止し、財源を地方に移譲するというとの観点で検討した結果、次のとおりとなった。

○廃止して地方が実施すべきもの	390件、	8兆9214億円
義務的な事業	135件、	5兆2572億円
その他事業	255件、	3兆6642億円
○地方への税源移譲額		
試算（義務10割、その他8割）		8兆1886億円
○廃止して国が実施すべきもの	10件、	1706億円
○補助として継続すべきもの（制度見直しすべきものを含む）		
	52件、	4227億円
○制度のあり方を含め、更に検討を重ねる必要のあるもの		
	12件、	1兆9121億円

今回検討対象とした国庫補助負担金のうち、「廃止して地方が実施すべきもの」とされたものが78.1%（金額ベース）となっており、約8割の国庫補助負担金事業については、廃止して、財源を地方に移譲し、地方の判断で自主的に実施すべきものとなった。

国から地方への国庫補助負担金は、全体で約20兆円となっており、今回の検討対象となっていないものも約9兆円あることから、仮にこれらも含めるとすると見直しの総額はさらに増えるものと見込まれる。

## 2 税源移譲について

税源移譲については、今回の「骨太の方針第3弾」では、基幹税の充実を基本に行うこととされたが、具体的な税目までは示されなかった。基幹税とは、当然、所得税と消費税が含まれるものと認識しており、比較的景気に左右されにくい安定的な税源として、住民生活に密着した行政サービスを行う地方自治体には不可欠なものである。

税源移譲のあり方については、次のように考えている。

- 税源移譲に当たっては、国と地方の歳入・歳出の乖離を縮小し、地方の歳入構造を地方税中心としていく方向付けが重要である。
- 税源移譲を行う場合、国税・地方税を通じる現行税体系の中で、課税標準、納税義務者が共通する税目間での移譲を考えると現実的、かつ、効率的である。

また、安定した地方税財政運営を可能とするため、できる限り地域的偏在が少なく、税収に安定性があり、相当の税収規模を有する基幹税目を選定することが必要である。

なお、地方財源の充実策として、地方の課税自主権の活用により、個人住民税の超過課税など地方自らがまず歳入確保を図るべきとの意見も聞かれる。地方公共団体が歳入面で独自の課税努力をしていくことは受益と負担のあり方を明確にし、住民自治を推進する観点からも意義あるものである。しか

し、国・地方を通じて、主要な税源が既に法定税目となっている現状では、課税自主権の活用によって、国と地方の税源配分の見直しに見合う規模の財源を確保することはできない。課税自主権の意義は、財源確保の面よりも、政策手段としての活用等に見出されるべきで、より活用されやすい課税自主権となるよう国の関与の縮減が図られるべきである。

### 3 地方交付税について

地方交付税については、「骨太の方針第3弾」では、財源保障機能全般を見直して縮小し、総額を抑制するという方針が示されたが、交付税制度改革は、まさに税源移譲や国庫補助負担金の改革とセットで進めるべきもので、一方的に縮小させるものではないと考える。

しかしながら、我々の目指すべき地方分権社会の実現に向けては、地方交付税制度も自ずからその形を変えてゆくべきものである。

これまで地方交付税が担ってきた「財源保障機能」については、縮減の方向に向かいつつ、税源移譲が行われる過程で、個々の地方自治体の税収格差は避けられない事実であることから、これを調整するための「財源調整機能」制度が必要になることなど、今後新たな視点で論議されるべきである。

その上で、地方の自主的な財政運営を促す仕組みにするため、次のような改善が必要である。

○算定方法の簡素化を図ること。

○景気浮揚策のような補助金化している政策誘導的なものは見直し、交付税の目的である財源調整、財源保障に限定して交付税本来の姿に戻すこと。

これらの見直しを進め、財源保障の範囲を縮小していくことにより交付税総額を縮減するとともに、地方財源不足額の縮減に努めること。

○税源移譲を進め、不交付団体の数を増やし、交付税は税収の少ない自治体へ重点的に配分する仕組みへ見直すこと。

### 4 最後に

国においては、三位一体改革のうち、国庫補助負担金の削減だけをつまみ食いして、税源移譲を先送りすることのないよう、改めて念を押しておきたい。

この提言については、今後、平成16年度当初予算においてどのように取り入れられたかについても、検証を行っていくこととする。

三位一体の改革は、単に国と地方との財源配分の問題ではなく、地方が自己責任の下で自己決定できる地域主権型社会の構築につながる極めて重要な問題である。

地方自治体に自己決定権が回復すれば、住民参加もより進むこととなり、住民にとっては、自治体を自分たちの手に取り戻すことにつながる問題でもある。

国においては、今回の我々の提言を真摯に受け止め、地域主権型社会の構築のため、その実現を早期に図るよう、強く求めるものである。

また、国庫補助負担金の見直しについて、補助率を下げたり、補助対象箇所数を削減するなどの安易な内容に陥らないよう強く求めるものである。

我々も、地方の責任を一層自覚しながら、住民の視点、地域の視点に立ち、地域の特色を生かした自立した地域社会づくりに取り組む決意である。

以上、新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）知事メンバーの連名により、緊急に提言する。

平成 15 年 8 月 27 日